

(第 7 1 号議案)

平成23年（2011年）10月21日
総務委員会資料
政策室企画担当

中野区自治基本条例新旧対照表

改正案	現行
第 1 条～第 7 条 （略） （基本構想の制定等） 第 8 条 区は、区議会の議決を経て、区政運営の指針となる基本構想を、財政見通しを踏まえた上で定めるものとする。 2 （略） 第 9 条～第 2 0 条 （略） 附 則 （略） 附 則 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	第 1 条～第 7 条 （略） （基本構想の制定等） 第 8 条 区は、 <u>地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）に定めるところにより</u> 、区議会の議決を経て、区政運営の指針となる基本構想を、財政見通しを踏まえた上で定めるものとする。 2 （略） 第 9 条～第 2 0 条 （略） 附 則 （略）